

(様式第2号)

平成24年度第5回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成24年9月11日(火) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 伊藤 明子 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 佐藤部長, 田中課長, 吉田主査, 池澤主事補, 山西主事補
事 務 局	文書行政課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 異議申立ての案件については, 個人情報, 法人情報を扱うため。
傍聴者数	0人

1 第5回審査会の開催

- (1) 災害時要援護者の把握のための個人情報の提供について
- (2) 平成24年6月20日付け芦市経第290-2号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成24年7月17日付け)について
- (3) 平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成24年7月31日付け)について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 災害時要援護者の把握のための個人情報の提供について（諮問）

ア 諮問内容

災害発生時に避難支援を希望する方から事前に登録申請を受け「在宅高齢者・用援護者台帳」、「災害時要支援者登録申請（承諾）書」を関係所管課で共有しているが、これらを災害発生時だけではなく平時からの見守り活動のために地域支援組織（芦屋市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等）に提供することについて、個人情報保護条例第14条第2項第6号により審査会の意見を聴くもの。

(ア)「在宅高齢者・要援護者台帳」

65歳以上の方が対象で、現在の登録者数は2,516人である。この台帳は、民生委員が高齢者を個別に訪問し、災害時に防災安全課、地域福祉課、消防本部、民生児童委員協議会、社会福祉協議会及び高齢者生活支援センター等の団体に情報を提供することについて本人の同意を確認して作成している。

(イ)「災害時要援護者登録申請（承諾）書」

障害者を対象としたものであり、現在の登録者数は603人である。災害時の安否確認の目的で、防災安全課、地域福祉課、消防本部、民生児童委員協議会及び社会福祉協議会に情報を提供することについて、本人が合意の上、提出している。

イ 審議内容

(武田委員) 情報漏洩があった場合に実施機関の職員や受託業者の社員であれば個人情報保護条例の罰則が適用されるが、自治会や自主防災会等には適用されないため、慎重な判断が必要である。また、災害時であっても自治会、自主防災会に情報提供することは本人の同意を得ていない。

(岩本委員) 災害時の避難支援の希望について市や関係機関に申請したにもかかわらず自治会等の地域の方にまで情報が伝わっていると申請者から苦情が出る可能性がある。

(大月委員) 一方で申請者は、書類を提出すれば関係者すべてに情報が伝わっていると考え、むしろ誰の援助であっても受け入れる場合もある。地域で誰が誰を助けられるのか自主的に考える時代になっている。

(伊藤委員) 平時からの見守り活動について体制を整えるのと同時に申請者に再

度同意を取る必要があるのではないか。

(芝池会長) 平時に自主防災会等に情報提供をすることについて本人の同意を得るべきである。同意を取る際は情報提供を拒否するという意向もしっかり確認し、同意を得た情報であっても慎重に取り扱い、どの組織に提供すべきかよく検討し、個人情報の取り扱いについて誓約書の提出、定期的に報告を求める等個人情報が漏えいしないよう対策をとる必要があると思われる。

(2) 平成24年6月20日付け芦市経第290-2号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成24年7月17日付け)について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

(3) 平成24年5月29日付け芦固審発第16-2号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成24年7月31日付け)について

ア 次回審議とした。

閉会